

「日身連熊本地震対策本部」の設置について

1. 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会（以下、「日身連」という。）定款施行細則第2条3項四の“その他急を要する事項”に基づき、平成28年4月14日から発生した「平成28年熊本地震」により被害を受けた被災地への支援対応を目的に、「日身連熊本地震対策本部」（以下、「対策本部」という。）を平成28年4月26日、日身連事務局に設置する。

2. 対策本部の構成は、次のとおりとする。

本部長	日身連会長
副本部長	日身連副会長
事務局長	日身連常務理事・事務局長

なお、被災地対策本部（仮称）を設置することについては、被災地の熊本県身連及び大分県身連、九州ブロックと検討の上、取り決めることとする。

3. 対策本部（仮称）は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 県事務局または市町村協会の求めによる金銭的支援
 - (2) 支援金の呼びかけ及び受付け
(なお、支援金の配分については、被災地との検討のもと、決定する)
 - (3) 国や政党等への要請活動
 - (4) 加盟団体及びJDF等障害関係団体との連携行動
 - (5) その他必要な事項
4. 対策本部の作業を円滑に行うため、日身連事務局が事務及び財務（特別会計）を処理する。
5. その他前項に定めるもののほか、緊急を要する事項や必要な事項については、本部長が定める。

以 上